

地域協議会だより

Vol. 24 (2017年2月1日発行)

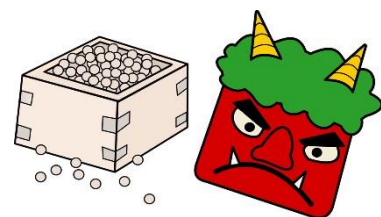
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3階
会長 赤羽 昭彦



Y 立春の候

暦の上では春となりました。本格的な春が待たれるこの頃皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回の協議会だよりでは、1月16日に松本市で開かれた技術研修会の様子をご報告します。



Y 技術研修会〔事故防止・安全管理〕

1月16日に松本市合同庁舎で事故防止・安全管理の技術研修会を行いました。当日は県内全域から104組織217人の皆様にご参加いただきました。多面的機能支払事業では、刈払機を使用した草刈やコンクリート水路の据付などの活動を直営で行いますが、道具や機械を使用した作業、傾斜地や用水路近くなど危険な場所での作業は、使用方法や対応を誤ると重大な事故につながりますので、作業中には細心の注意を払う必要があります。

そこで、研修会では安全管理の専門家を招き、組織の皆さんがより安全に作業するためのポイントや注意事項などを講義していただきました。

テーマ1 「長野県における農作業事故の実態」

講師：長野県農政部 農村振興課 担い手育成係 主任 荻原 毅慶氏

・長野県の農作業事故の実態(昭和46年～平成28年までの調査結果による。)

機種別発生割合	死亡事故は、乗用型・歩行型トラクターが多い 続いて、スピードスプレーヤー、刈払機など
機械別事故原因	乗用型トラクターの死亡事故原因は、転落・転倒がほとんど 歩行型トラクターは挟まれ事故、転落・転倒が多い
年齢別事故発生状況	農作業死亡事故の40%以上は70歳以上の農業者 (運動能力、判断力の低下が原因)
月別、時間別発生状況	月別では、農作業の始まる4、5月と秋の収穫期に多い 時間では、9時～12時、14時～18時が危険な時間帯(疲労のピーク)



テーマ2 「農作業事故の実態から多面的機能支払事業の安全を考える」

講師：富山県厚生連 健康福祉課 健康福祉アドバイザー 大浦 栄次氏

【講義の要旨】

1 危険を評価して事故回避対策を考える。

自然を相手に、何種類もの機械や用具を使って作業しますので色々な事故が生じますが、頻度の高いもの、重傷度が高いものに着目してください。

危険に対する事故回避対策を考えるには、皆さんが作業する環境(地形や気象などの自然環境、使用する機械の特徴・性能・欠陥)を明らかにして危険回避策を検討します。(活動組織の皆さんで点検してハザードマップを作成することをおすすめします。)

2 農作業事故の特徴

特定の農機具	機種別では、草刈機、トラクター、軽トラ、コンバイン、耕耘機 用具では、鎌、脚立、はしご
高齢者中心	他の産業と比較して、高齢者の就業人口が増加
農村特有の環境	自然環境(気象、地形、生き物など)に左右されるため、同じ条件で作業する事が少ない。(危険が多く潜んでいる)

3 農作業機械別の主な事故様態と原因及び安全対策

機種	事故様態と原因	安全対策等
刈払機	<ul style="list-style-type: none"> 不安定姿勢 ⇒ 斜面での作業中に転倒 回転・飛散物 ⇒ 草刈機のキックバック、チップの飛散など 作業環境 ⇒ 草むらとなり構造物や石などが見えない(転倒やキックバックの原因) 	<ul style="list-style-type: none"> 法面に小段を作り足場を確保 刈払機には保護カバー 服装は、長袖、長ズボン、保護具(ゴーグルなど)を着用する 事前に構造物を確認して固いものは除去する
トラクター	<ul style="list-style-type: none"> 転落・転倒 ⇒ ほ場進入路への出入り、走行中にブレーキ連結ロックをしていない 作業機取替え ⇒ ローターなど作業機を回転させた状態で手足が巻き込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 進入路の手前で一端停止してブレーキ連結ロックをする 取替え要領を熟知して手順どおり確実にを行う(自己流は事故のもと)

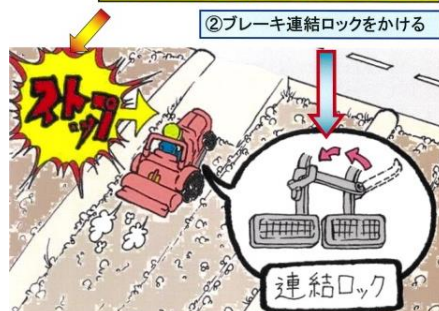


法面に小段を設けて足場を確保して草刈(1.5m分は小段から、0.5m分は上から)

耕起を終了する時

①終了直前に昇降路の手前で一端停止する。

②ブレーキ連結ロックをかける



トラクターは作業時以外のブレーキの連結ロックを忘れない

地域協議会だより

テーマ3 「直営施工工事における安全管理について」

講師: 大宝労働安全研究所 所長(労働安全コンサルタント) 大田 吉宝氏

1 未然に災害を防止するために

工事着手前の段取り	<ul style="list-style-type: none">・「どんな工事」「どんな場所か」「参加する人の技量」を考えて、作業計画・人員配置を考える・安全に、楽に、早く、安く、短時間で仕事ができる様に段取りするのが理想
作業中の注意点	<ul style="list-style-type: none">・作業員には当日の作業内容、手順を説明する・KY(危険予知)と機械器具の点検、服装チェック、準備運動・作業手順を頭に叩き込む(「うっかり」、「ぼんやり」厳禁)・重機類は重心が高く転倒しやすいため、平場を確保して作業を行う・1日の作業の終わりに問題点を明らかにして、改善策を立てる

2 事故に備えて、保険へ加入する

多面的機能支払の共同作業や直営施工で負傷した場合、労災保険給付の対象にはなりませんので、事故に備えて事前に任意保険(傷害保険や賠償責任保険など)に加入してください。

☆ 万が一事故があった場合は、市町村へ第1報を!!

活動中に事故が発生した場合には、市町村担当者へ速やかに報告するようにしてください。最終的には国に報告することとなっておりますので、事故の大小に関係なく、報告をお願いします。



Y 耕作しない農地は「農地中間管理機構」にお任せください

～大切な農地を有効に活用しましょう～ 農村振興課からのお知らせ

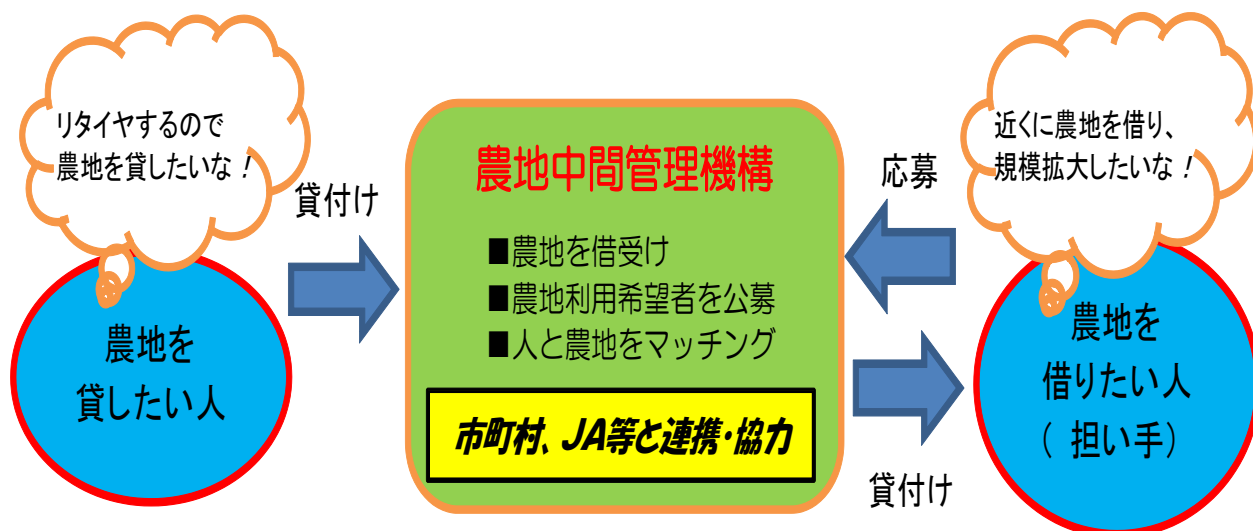
今年の営農計画はどうされますか。耕作しない農地が新たに発生したり、そのような農地を既に所有されている方は、大切な農地が荒れてしまう前に、農地中間管理事業を利用して有効活用を図りましょう。

Q 農地中間管理事業とは？

A 農地中間管理事業は、経営規模縮小などで「農地を貸したい」方から、「農地中間管理機構」が農地を一時的に借受け、市町村農業委員会等との連携により、規模拡大や新規就農のため「農地を借りたい」方に、まとまりのある形で農地を貸し付ける事業です。

長野県では「(公財)長野県農業開発公社」を農地中間管理機構に指定して、市町村やJAなどと連携しながら事業を実施しています。

県・市町村等の公的な機関が関与している制度ですので、安心してご利用いただけます。



Q 農地中間管理事業で農地を貸し付けるメリットは？

A 農地の貸付先の選定から、賃貸借契約の締結、権利設定まで農地中間管理機構が行うので、手間がかかりません。賃料は農地中間管理機構から毎年確実に支払われ、贈与税や相続税の納税猶予も継続されますので安心です。

また、この事業により、地域の農地をまとめて農地中間管理機構へ貸し付けたり、リタイヤや経営転換に伴い貸し付けた場合などに、一定の要件を満たせば協力金の交付を受けることができます。

さらに、農業用施設や機械を整備するため国の助成を受ける場合、農地中間管理機構を活用する地域が優先されます。

Q 制度を利用できる農地の条件は？

A 農業振興地域内の農地であれば、原則どの農地も対象となります。

なお、貸付期間は「10年以上」または「5年」です。貸付期間満了後には、確実に農地が戻り、トラブルの心配もありません。

Q 農地中間管理事業を利用したいときは？

A 市町村の農政担当窓口やJAにご相談いただき、所定の手続きを行ってください。受付は随時行っています。

また、事業の詳細については、市町村農政担当窓口やJAのほか、(公財)長野県農業開発公社(026-234-0777)にお気軽にお問い合わせください。

なお、お申出いただいた農地の状態等により、借りたい方とのマッチングが直ちに成立しない場合もありますので、ご了承願います。

事務局から

今回は事故防止・安全管理の技術研修会の様子をご報告しました。技術研修会の資料が必要な方は、協議会までお問い合わせください。実際の事故の事例や原因を知り、農作業中や、多面的機能支払事業の活動時に気を付けることを改めて考えることで、皆様が安全に活動に取組めることを願っております。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 酒井・大井)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>

